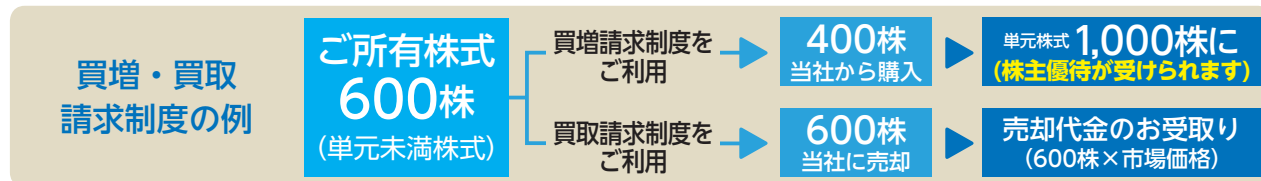


株主インフォメーション

単元未満(1,000株未満)株式をご所有の株主さまへ

■ 単元未満株式買増・買取請求制度について

当社の株式は1単元が1,000株となっており、単元未満株式(1~999株)については市場で売買はできませんが、当社に対して1,000株(1単元)となるよう買増請求(購入)すること、または単元未満株式を当社に対して買取請求(売却)することができますので、ご案内申し上げます。



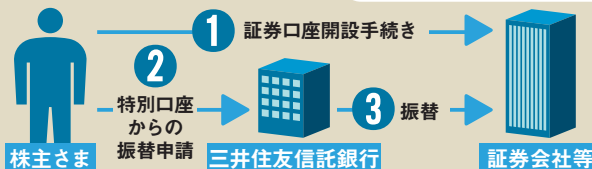
証券会社等に口座をお持ちでない株主さまへ

■ 特別口座からの振替えについて

現在、証券会社等に口座をお持ちでない株主さまの株式は、当社が三井住友信託銀行に開設した「特別口座」に登録されています。特別口座に登録された株式に関しましては、そのままでは**売買や譲渡等ができないなどの制約があります**ので、ご本人名義の証券会社等の口座への振替えをご検討くださいますようお願い申し上げます。

特別口座から
証券会社等の口座への
振替申請のお手続き

特別口座から証券会社等の
口座への振替を申請することで
株式の売買等ができるように
なるメリットがあります



お問い合わせ先

- 証券会社等の口座に単元未満株式の登録がある株主さま ▶ 株主さまの口座のある証券会社等
- 特別口座に単元未満株式の登録がある株主さま ▶ 三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120-782-031

■ 復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)の施行に伴い、2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる配当金につきましては、その所得税額に2.1%を乗じた額が復興特別所得税として追加課税されますので、ご案内申し上げます。

個人株主さまへの配当金に対する源泉徴収税率 2013年1月時点の情報をもとに作成しております。

	2013年1月1日から 2013年12月31日まで	2014年1月1日から 2037年12月31日まで	2038年1月1日から
所得税	7%	15%*	15%
復興特別所得税	0.147%	0.315%	—
住民税	3%	5%*	5%
合計	10.147%	20.315%	20%

※2013年12月31日をもって軽減税率の適用終了が予定されております。

●上記は、上場株式等の配当に係る復興特別所得税について、一般的な情報をご提供するものであり、この内容が当てはまらない場合もございます。詳細につきましては、最寄りの税務署、税理士等にお問い合わせください。